第7号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)の 一部を次のように改正する。

第8条の2中「から第46号まで及び第48号から第50号」を「, 第45号及び第47号から第49号」に改める。

別表第1第43号中「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方税共同機構」に改め、同表中第45号を削り、第46号を第45号とし、第47号から第49号までを1号ずつ繰り上げ、同表第50号中「一般社団法人2025年日本国際博覧会協会」を「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」に改め、同号を同表第49号とし、同号の次に次の1号を加える。

(50) 兵庫県農業共済組合

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1第43号の改正規定及び同表第50号中「一般社団法人2025年日本国際博覧会協会」を「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

理由

職員を派遣することができる団体を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ぬきがき

(____は,改正部分を示す。)

(現 行)

(給与を支給することができる派遣職員に係る 派遣先団体)

第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を 支給することができる派遣職員に係る派遣先団 体は、別表第1第2号から第7号まで、第9 号、第12号から第16号まで、第18号、第22号、 第26号、第27号、第30号、第33号から第41号ま で、第44号から第46号まで及び第48号から第50 号までに掲げる団体とする。

別表第1 (第2条, 第8条の2関係)

(1)~(42) 略

- (4) 一般社団法人地方税電子化協議会
- (4) 略
- 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会

(46) \sim (49) 略

<u>一般社団法人2025年日本国際博覧会協会</u>

(改 正 案)

,第45号及び第47号から第49号

地方税共同機構

 $\underline{(45)}$ \sim $\underline{(48)}$

- △ 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
- ⑤ 兵庫県農業共済組合